市では創業する事業者の皆さんを全力でサポートしていきます。

常陸大宮市創業支援補助金

事業概要

常陸大宮市創業支援補助金は、本市における創業を促進し、産業の振興と雇用の創出を図るため、市内で創業する方を支援する制度です。

※事業実施前に商工観光課へご相談ください。

①対象者

・創業支援事業を受けて新たに創業(創業から2年を経過していない方を含む) または第二創業する方。

②助成対象経費

- ・事務所等土地、建物の購入および新築工事(増改築を含む。ただし住宅部分を除く)
- ・事務所等の賃貸料(駐車場も含む)・設備費、備品購入費(消耗品を除く)
- ・広告宣伝費・官公庁等への申請書作成等の費用。 ※交付申請前に支出したものについては、補助対象経費に該当しません。

③助成率および限度額

・補助対象経費の2分の1以内 ・助成限度額 100万円

4補助条件

- ・以下のいずれにも該当する方。
 - (1) 市内に事業所を設置する方。
 - (2) 新たに創業する方または交付申請時において、創業の日から2年を経過していない方。
 - (3) 創業支援事業者が実施する「創業支援セミナー」(特定創業支援事業)を受講し所定の要件を満たし証明書の交付を受けた方または交付申請年度の翌年度中に支援を受ける予定の方。
 - (4) 日本政策金融公庫または市内の金融機関から資金計画の指導を受け、当該金融機関から資金の借り入れを行う方。
 - (5) 市税を滞納していない方。
 - (6) 過去に補助金を受けていない方。
 - (7) 常陸大宮市商工会に加入する方。

※本事業についてビジネスプラン等の審査を実施します。

⑤申請期限

・申請期間 第1回 4月1日~ 7月31日 第2回 8月1日~11月31日

6申請の方法

・常陸大宮商工会による指導および支援を受けたうえで創業支援補助金交付申請書に事業計画書 その他必要な書類を添えて、市役所に提出してください。

事業計画書作成

②審査会の実施

③事業着手

4事業完了

5実績報告

⑥補助金の交付

申請・問 本庁 商工観光課商工・企業誘致 ☎52-1111 内線273